

氏名の振り仮名法制化に伴う
住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム
標準仕様書の検討

令和 5 年 8 月 2 8 日

目次

1. 氏名の振り仮名法制化の概要
2. 氏名の振り仮名法制化によって影響を受ける想定の仕事書の項目
3. 2において特に影響がある項目の仕事書修正イメージ
4. 経過措置の取扱いについて（氏又は名のみ公証が存在する場合等）
5. 標準仕事書改定スケジュール

1. 氏名の振り仮名法制化の概要

1-1. 概要

【マイナンバー法等の一部改正法】

戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

背景

- 現状、行政機関が保有する「氏名」の情報の多くは漢字であり、外字が使用されている場合にはデータベース化の作業が複雑となり、特定の者の検索に時間を要する。また、金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするのが懸念される。
そのため、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意的ものに特定し、公証するニーズが高まっている。
- これを受け、デジタル社会形成整備法附則第73条において「政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分等の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた。

戸籍法の一部改正

- 戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

家事事件手続法の一部改正

- 氏の振り仮名又は名の振り仮名の変更許可の審判等に関する規定を整備する。

住民基本台帳法の一部改正

- 住民票（外国人住民に係るものを除く。）等の記載事項に、戸籍に記載された「氏名の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

マイナンバー法及び公的個人認証法の一部改正

- マイナンバーカード及び署名用電子証明書（外国人住民に係るものを除く。）に「氏名の振り仮名」を記載・記録する。

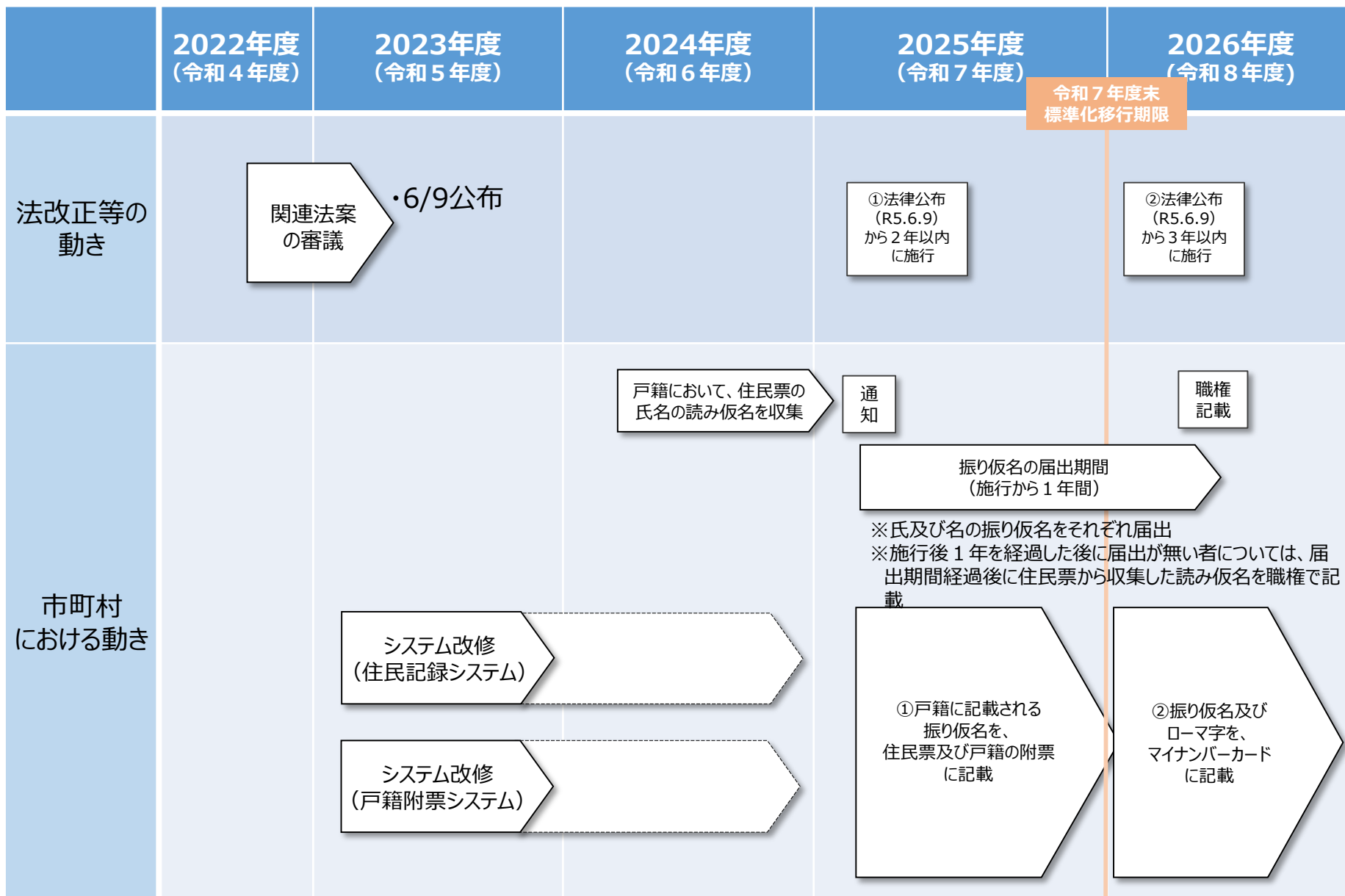
改正の効果

- 氏名の振り仮名が公証され、官民間問わず様々なサービスにおいて本人確認事項として利用することが可能に。

施行期日：公布の日から2年以内の政令で定める日（マイナンバー法及び公的個人認証法については3年以内で政令で定める日）²

1. 氏名の振り仮名法制化の概要

1-2. 住民票等への振り仮名・マイナンバーカードへのローマ字の記載等に向けたスケジュール(案)



2. 氏名の振り仮名法制化によって影響を受ける想定の仕事書の項目

- 住民記録システム標準仕様書における修正項目について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正項目

第1章 本仕様書について

- 4. 本仕様書の内容
 - (2) 標準準拠の基準

第3章 機能要件

1 管理項目

- 1.1 住民データ
 - 1.1.1 日本人住民データの管理
 - 1.1.2 外国人住民データの管理
 - 1.1.6 空欄
 - 1.1.14 統合記載欄
 - 1.1.16 支援措置対象者管理
 - 1.1.18 振り仮名及びフリガナ

2 検索・照会・操作

- 2.1 検索
 - 2.1.2 検索文字入力
 - 2.1.3 基本検索
- 2.2 照会
 - 2.2.1 異動履歴照会

4 異動

- 4.1 届出
 - 4.1.1 転入
 - 4.1.1.2 再転入者
 - 4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転入届・転入（転居）予約）
 - 4.1.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転入届・転入（転居）予約）
 - 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）
- 4.2 職権
 - 4.2.0.3 戸籍通知・戸籍の表示の引用
 - 4.2.0.7 CSから受信した住民票コード照会通知の取込

5 証明

- 5.3 振り仮名及びフリガナ

10 共通

- 10.8 CSV形式のデータの取込

11 エラー・アラート項目

- 11.1 エラー・アラート項目

第4章 様式・帳票要件

- 20.0.1 様式・帳票全般
- 20.0.2 各項目の記載
- 20.1 住民票の写し等
 - 20.1.1 住民票の写し
 - 20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）
- 20.3 転出証明書等
 - 20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届

2. 氏名の振り仮名法制化によって影響を受ける想定の仕事書の項目

- 印鑑登録システム標準仕様書における修正項目について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正項目

第3章 機能要件

1 管理項目

1.1 登録データ

1.1.1 日本人住民データの管理

1.1.2 外国人住民データの管理

2 検索・照会・操作

2.1 検索

2.1.3 基本検索

- 戸籍附票システム標準仕様書における修正項目について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正項目

第1章 本仕様書について

4. 本仕様書の内容

(2) 標準準拠の基準

(4) 本仕様書の改定

5 証明

5.1 証明書記載事項

5.3 振り仮名

11 エラー・アラート項目

11.1 エラー・アラート項目

第3章 機能要件

1 管理項目

1.1 戸籍の附票データ

1.1.1 戸籍の附票データの管理

1.1.5 空欄

1.1.13 支援措置対象者管理

1.1.15 振り仮名 ~~フリガナ~~

第4章 様式・帳票要件

20.0.1 様式・帳票全般

20.0.2 各項目の記載

20.1 戸籍の附票の写し等

20.1.1 戸籍の附票の写し

2 検索・照会・操作

2.1 検索

2.1.3 基本検索

3. 2において特に影響がある項目の仕様書修正イメージ

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	<p>振り仮名及び振り仮名公証フラグを管理する旨の記載を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本人住民の氏名の振り仮名が住民票の記載事項となったことを受け、振り仮名を管理する旨を追記する。 公証された振り仮名として住民票の写し等に記載できるか否かを区別するために振り仮名公証フラグを設ける。 改正戸籍法施行日から1年以内は、氏又は名のいずれかの振り仮名のみ公証されることが想定されるため、それぞれ管理が必要である旨を記載する（経過措置における取扱いについては4. を参照）。 	<p>1.1.18 振り仮名及びフリガナ</p> <p>【実装必須機能】 <u>日本人住民の氏名</u>については、<u>振り仮名及び振り仮名公証フラグ</u>（当該振り仮名が戸籍において記載されているかどうかを示すフラグ）を管理すること。 旧氏、<u>外国人住民の氏名</u>及び通称については、フリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。 なお、<u>日本人住民の氏名の振り仮名フリガナ</u>、<u>旧氏のフリガナ</u>、<u>外国人住民の氏名のフリガナ及び通称のフリガナ</u>については、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できること。 <u>日本人住民の氏名の振り仮名</u>については拗音及び促音が区別できること。</p> <p>【考え方・理由】 （前略） なお、改正戸籍法の施行日から1年を経過するまでは氏又は名のみ振り仮名の公証も想定されることから、<u>「氏名の振り仮名公証フラグ」</u>は氏又は名のみ振り仮名が公証されている旨を管理できる必要がある。 （後略）</p>

※【考え方・理由】のその他箇所も修正を行っているが、本資料上は記載を割愛する。
 ※戸籍附票システム標準仕様書についても、同様の考え方で修正。

3. 2において特に影響がある項目の仕様書修正イメージ

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容												
2	<p>証明書における氏名の振り仮名の扱いに関する記載を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し等について、カタカナにより公証された振り仮名を振り仮名欄に記載する旨を記載する。 氏又は名のいずれかの振り仮名のみが公証されている場合においても当該振り仮名を記載する必要がある旨を記載する（経過措置における取扱いについては4. を参照）。 旧氏のフリガナ、外国人住民の氏名及び通称のフリガナは【標準オプション機能】とした整理に変更はない。 	<p>5.3 振り仮名及びフリガナ</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>住民票の写し（世帯連記式を含む。）、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書、住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）及び職権記載等通知書の氏名（日本人住民のみ）の項目は、様式レイアウトのとおりそれぞれの項目の内容の上の振り仮名欄において、カタカナにより公証された振り仮名を記載する。</p> <p>ただし、氏又は名のみ振り仮名が公証されている場合は、以下のように記載すること。</p> <p>（記載例）</p> <table border="1"> <tr> <td>氏の振り仮名のみ公証されている場合</td> <td>ジュウミン （名空欄）</td> </tr> <tr> <td>名の振り仮名のみ公証されている場合</td> <td>（氏空欄） タロウ</td> </tr> </table> <p>【標準オプション機能】</p> <p>住民票の写し（世帯連記式を含む。）、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書及び住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の氏名（外国人住民のみ氏名を含む。）、旧氏及び通称の項目は、それぞれの項目の内容の後に括弧書きでカタカナによるフリガナを記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。</p> <p>（記載例）</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>住民 太郎（ジュウミン タロウ）</td> </tr> <tr> <td>旧氏</td> <td>住基 （ジュウキ）</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>ZHANG YULIN 張 玉蓮 （チャン ユウリン）</td> </tr> <tr> <td>通称</td> <td>住民 花子 （ジュウミン ハナコ）</td> </tr> </table>	氏の振り仮名のみ公証されている場合	ジュウミン （名空欄）	名の振り仮名のみ公証されている場合	（氏空欄） タロウ	氏名	住民 太郎（ジュウミン タロウ）	旧氏	住基 （ジュウキ）	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮 （チャン ユウリン）	通称	住民 花子 （ジュウミン ハナコ）
氏の振り仮名のみ公証されている場合	ジュウミン （名空欄）													
名の振り仮名のみ公証されている場合	（氏空欄） タロウ													
氏名	住民 太郎（ジュウミン タロウ）													
旧氏	住基 （ジュウキ）													
氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮 （チャン ユウリン）													
通称	住民 花子 （ジュウミン ハナコ）													

※戸籍附票システム標準仕様書についても、同様の考え方で修正。

3. 2において特に影響がある項目の仕様書修正イメージ

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																																
3	<p>各種証明書において振り仮名欄を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し等において振り仮名欄を氏名欄の上に追加し、日本人住民かつ公証対象である場合は当該欄に印字する形に帳票レイアウトを修正する。 なお、公証対象となっていない場合には欄を設けたうえで内容を「【空欄】」とする。 外国人住民である場合には、振り仮名欄に「***」と表示する。 	<p>20.1.1 住民票の写し (レイアウト)</p> <p style="text-align: center;">住民票 【公用】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 2px dashed orange;">振り仮名</td> <td style="border: 2px dashed orange;">ジユウシン タロウ</td> <td>個人番号</td> <td>1234 5678 9012</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>住民 太郎</td> <td>住民票コード</td> <td>1234 5678 901</td> </tr> <tr> <td>旧氏</td> <td>住基</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="background-color: #f9cb9c; text-align: center;">【変更箇所】 帳票レイアウト上に「振り仮名」項目を追加</td> </tr> <tr> <td>世帯主</td> <td>住民 太郎</td> </tr> <tr> <td>続柄</td> <td>世帯主</td> <td>住民とはつた年月日</td> <td>平成23年4月1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住所</td> <td rowspan="2">東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号</td> <td>住所を定めた年月日</td> <td>令和元年12月4日</td> </tr> <tr> <td>届出日</td> <td>平成23年4月1日</td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td>東京都千代田区霞が関二丁目1番地</td> <td>筆頭者</td> <td>住民 太郎</td> </tr> <tr> <td>転入前住所</td> <td colspan="3">東京都千代田区霞が関2-1-2</td> </tr> </table>	振り仮名	ジユウシン タロウ	個人番号	1234 5678 9012	氏名	住民 太郎	住民票コード	1234 5678 901	旧氏	住基	【変更箇所】 帳票レイアウト上に「振り仮名」項目を追加		世帯主	住民 太郎	続柄	世帯主	住民とはつた年月日	平成23年4月1日	住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日	届出日	平成23年4月1日	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	筆頭者	住民 太郎	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
振り仮名	ジユウシン タロウ	個人番号	1234 5678 9012																															
氏名	住民 太郎	住民票コード	1234 5678 901																															
旧氏	住基	【変更箇所】 帳票レイアウト上に「振り仮名」項目を追加																																
世帯主	住民 太郎																																	
続柄	世帯主	住民とはつた年月日	平成23年4月1日																															
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日																															
		届出日	平成23年4月1日																															
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	筆頭者	住民 太郎																															
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2																																	

3. 2において特に影響がある項目の仕様書修正イメージ

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
4	<p>各種証明書において振り仮名欄を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 振り仮名欄を追加し、公証対象である場合は当該欄に印字する。公証対象となっていない場合には欄を設けたうえで内容を「(空欄)」とする。 	<p>20.1.1 戸籍の附票の写し (レイアウト)</p>
5	<p>在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書において振り仮名欄を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更通知において振り仮名を通知する必要があることから、振り仮名欄を設ける。公証対象となっていない場合には欄を設けたうえで内容を「***」とする。 	<p>20.2.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書 (レイアウト)</p> <p>在外選挙人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更等について (通知)</p>

4. 経過措置期間の扱い（氏又は名のみの方証が存在する場合等）

4-0. 法改正後にて届出がない時点のデータの状態

法改正後にて届出なしの状態

戸籍情報
システム

項目	値
氏	斎藤
氏の振り仮名	
名	太郎
名の振り仮名	

項目	値
氏	斎藤
氏の振り仮名	
名	花子
名の振り仮名	

戸籍附票
システム

項目	値
氏	斎藤
氏の振り仮名	サイトウ
名	太郎
名の振り仮名	タロウ
区分	0:氏名ともに公証なし

項目	値
氏	斎藤
氏の振り仮名	サイトウ
名	花子
名の振り仮名	ハナコ
区分	0:氏名ともに公証なし

住民記録
システム

項目	値
氏名	斎藤 太郎
氏名の振り仮名	サイトウ タロウ
区分	0:氏名ともに公証なし

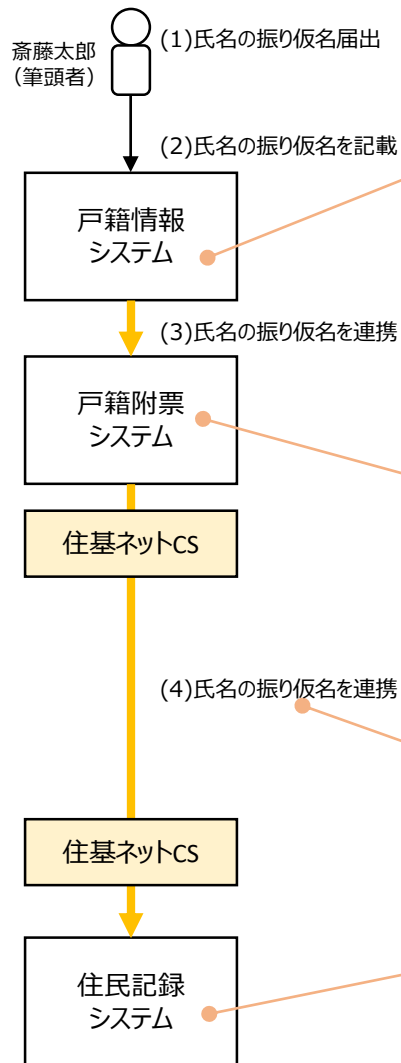
項目	値
氏名	斎藤 花子
氏名の振り仮名	サイトウ ハナコ
区分	0:氏名ともに公証なし

※公証されていない氏名の振り仮名を灰色で表示

4. 経過措置期間の扱い（氏又は名のみの方証が存在する場合等）

4-1. 筆頭者が氏名の振り仮名を届出した場合 | データの流れ

パターンA | 斎藤太郎(筆頭者)が氏名の振り仮名を届出



項目	値
氏	斎藤
氏名の振り仮名	サイトウ
名	太郎
名の振り仮名	タロウ

項目	値
氏	斎藤
氏名の振り仮名	サイトウ
名	花子
名の振り仮名	

項目	値
氏	斎藤
氏名の振り仮名	サイトウ
名	太郎
名の振り仮名	タロウ
区分	3:氏名ともに公証済み

項目	値
氏	斎藤
氏名の振り仮名	サイトウ
名	花子
名の振り仮名	ハナコ
区分	1:氏のみ公証

項目	値
氏名	斎藤 太郎
氏名の振り仮名	サイトウ タロウ

項目	値
氏名	斎藤 花子
氏名の振り仮名	サイトウ

項目	値
氏名	斎藤 太郎
氏名の振り仮名	サイトウ タロウ
区分	3:氏名ともに公証済み

項目	値
氏名	斎藤 花子
氏名の振り仮名	サイトウ ハナコ
区分	1:氏のみ公証

※公証されていない氏名の振り仮名は灰色、公証された氏名の振り仮名は黒色で表示

4. 経過措置期間の扱い（氏又は名のみ公証が存在する場合等）

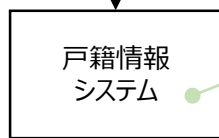
4-2. 構成員が名の振り仮名を届出した場合 | データの流れ

パターンB | 齋藤花子(構成員)が 名の振り仮名を届出

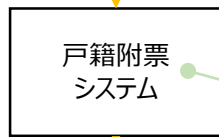
齋藤花子
(構成員)

(1) 名の振り仮名届出

(2) 名の振り仮名を記載

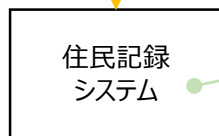
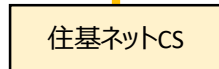


(3) 名の振り仮名を連携



住基ネットCS

(4) 名の振り仮名を連携



項目	値
氏	齋藤
氏の振り仮名	
名	太郎
名の振り仮名	

項目	値
氏	齋藤
氏の振り仮名	
名	花子
名の振り仮名	ハナコ

項目	値
氏	齋藤
氏の振り仮名	サイトウ
名	太郎
名の振り仮名	タロウ
区分	0:氏名ともに公証なし

項目	値
氏	齋藤
氏の振り仮名	サイトウ
名	花子
名の振り仮名	ハナコ
区分	2:名のみ公証

項目	値
(変更がないため送付なし)	

項目	値
氏名	齋藤 花子
氏名の振り仮名	ハナコ

項目	値
氏名	齋藤 太郎
氏名の振り仮名	サイトウ タロウ
区分	0:氏名ともに公証なし

項目	値
氏名	齋藤 花子
氏名の振り仮名	サイトウ ハナコ
区分	2:名のみ公証

※公証されていない氏名の振り仮名は灰色、公証された氏名の振り仮名は**黒色**で表示

4. 経過措置期間の扱い（氏又は名のみの方証が存在する場合等）

4-2. 構成員が名の振り仮名を届出した場合 | 証明書における表記

パターンB | 斎藤花子(構成員)が 名の振り仮名を届出

戸籍附票システムにおける証明書

住民記録システムにおける証明書

附票に記載されている者	【氏名】 齊藤 太郎 振り仮名】空欄) 【生年月日】昭和40年5月10日 【性別】男 住民票コード 省略) 在外選挙人名簿登録市町村名) 省略) 国外転出先) アメリカ合衆国 転出予定日) 平成28年5月6日 【住所】東京都千代田区永田町1-11-39 【住定日】平成15年4月6日 【住所】東京都千代田区霞が関3-1-1 トップビル霞が関203 【住定日】平成7年9月16日 【住所】東京都千代田区霞が関2-1-2 総務荘105号室 【住定日】平成2年6月20日
	【氏名】 齊藤 花子 振り仮名】氏空欄) ハナコ 【生年月日】昭和42年9月7日 【性別】女 住民票コード 省略) 【住所】東京都千代田区永田町1-11-39 【住定日】平成15年4月6日 【住所】東京都千代田区霞が関3-1-1 トップビル霞が関203 【住定日】平成7年9月16日 【住所】東京都千代田区霞が関2-1-2 総務荘105号室 【住定日】平成2年6月20日

1	振り仮名	空欄)				
	氏名	斎藤 太郎				
	旧氏	住基				
	生年月日	昭和50年1月1日	性別	男	続柄	世帯主
	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地				
	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2				
***	*****					
***	*****					
2	振り仮名	氏空欄) ハナコ				
	氏名	斎藤 花子				
	旧氏	空欄)				
	生年月日	昭和50年4月4日	性別	女	続柄	妻
	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地				
	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2				
***	*****					
***	*****					

※戸籍においては、振り仮名の届出がなされていない場合（公証対象の振り仮名が存在しない場合）には、振り仮名欄自体を印字しない扱いとなる。

4. 経過措置期間の扱い（氏又は名のみ公証が存在する場合等）

4-3. 転出入における転出証明書情報の流れ

パターンA



パターンB



※公証されていない氏名の振り仮名は灰色、公証された氏名の振り仮名は黒色で表示

5. 標準仕様書改定スケジュール

- 標準仕様書改定に向けたスケジュール（予定）は以下のとおりです。
- 10月～11月頃に全国意見照会を実施し、1月末頃に標準仕様書を公表する想定です。

標準仕様書改定スケジュール

	令和5年度					
	9月	10月	11月	12月	1月	
分科会・検討会		検討会 ▽		分科会 ▽	検討会 ▽	仕様書 公表 ▽
標準仕様書の改定	関係省庁 との調整	とりまとめ	全国意見照会	とりまとめ	最終調整	